

5月8日(日)は、環境美化推進日です。

この日は、自治会を中心に事業所なども参加し、環境美化活動（町内一斉清掃）に取り組みます。皆様のご協力をお願いします。

5月8日(日)

町内一斉清掃にご協力ください！

田布施町快適環境づくり推進協議会

◇活動時間

各自治会などで開始時間を決め、午前中を目途に作業を進めてください。
なお、雨天の場合は次週に延期します（防災行政無線でお知らせします）。

◇活動内容

排水路・河川・道路・公演など公共施設の土砂・ゴミ類などの取り除き、除草、収集物の処理、軽微な補修などをお願いします。

※目につきやすい場所は重点的に実施してください。

◇分別および処理方法

浚渫土やゴミ類は、次のように分別・処理してください。

・浚渫土は、必ず異物（草木やゴミ類）を取り除き、適当な場所に集め、各自治会で配車時間にダンプカーに積み込んでください。

※草木やゴミ類は絶対にダンプカーに積み込まないでください。

・可燃ゴミは指定袋に入れ、収集日に出してください。刈草や枝木は可能な限り現地で処理し、処理できない場合は可燃ゴミの指定袋に入れ、収集日に出すなど適正に処理してください。（刈草は乾かすこと。）

・不燃ゴミは、空缶・ビンなどガレキ類に分別し、それぞれ指定袋に入れ、収集日に出してください。

・不燃ゴミは、空缶・ビンなどガレキ類に分別し、それぞれ指定袋に入れ、収集日に出してください。

・不燃ゴミは、空缶・ビンなどガレキ類に分別し、それぞれ指定袋に入れ、収集日に出してください。

・不燃ゴミは、空缶・ビンなどガレキ類に分別し、それぞれ指定袋に入れ、収集日に出してください。

・不燃ゴミは、空缶・ビンなどガレキ類に分別し、それぞれ指定袋に入れ、収集日に出してください。

◇事故見舞金

環境美化活動（町内一斉清掃）での事故は、町奉仕活動事故見舞金の支給対象となります。

◇問合せ先

町民福祉課 環境係（⑤番窓口）
☎ 52-5810

人口と世帯

（3月1日現在）



…人口…
15,715 人
（増減 - 19 人）

…男…
7,467 人

…女…
8,248 人

…世帯…
7,001 世帯

休日・夜間納税（相談）窓口

4月・5月

■休日昼間納税（相談）窓口（8:30～17:00）

4月24日（日） 5月29日（日）

■平日夜間納税（相談）窓口（～20:00）

4月28日（木） 5月31日（火）

滞納が続くと、納期から本税（料）納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合、滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの、納付に関する相談もお受けします。



◇納付場所 町役場1階 税務課窓口

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税 務 課 ☎ 52-5804

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料・介護保険料
……………健康保険課 ☎ 52-5809

保育料および児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎ 52-5810

町営住宅使用料および駐車場使用料
……………建 設 課 ☎ 52-5807

下水道受益者負担金
……………建 設 課 ☎ 52-5817